

新見市教育委員会 2月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和2年2月21日(金) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾

4 欠席委員の職・氏名

委 員	住 本 克 彦
-----	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	三 村 真 司

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和2年2月21日(金) 午後3時30分から午後4時54分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前回会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会1月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案7件、協議・報告4件等について説明を行う。)

城井田教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

城井田教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第8号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第8号 指定学校変更申請の承認について

上田課長 議第8号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は、令和2年度からの就学に関する指定学校変更の申請を一括して付議しています。1件毎の説明は省かせていただきますが、すべて市の規程に基づいた申請と認識しています。内容は、転居によるもの、部活動によるもの、支援学級への通学を希望するもの、放課後児童クラブや祖父母の関係による等の理由での申請です。この資料は後ほど回収します。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第8号は承認とします。

次に「議第9号」の説明をお願いします。

議第9号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長 議第9号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は1世

帯で児童3名について追加申請がありました。資料の1ページに記載しておりますが、新見市就学援助規則第6条に、準要保護の認定は、その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下とされているところであり、2ページのとおり、当該申請世帯は1.0倍以下の世帯に該当しますので、認定が適切と考えられます。この資料も後ほど回収します。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、新見市就学援助規則第6条の規定に基づき、基準を下回るこの世帯について認定することとし、議第9号は承認とします。

次に「議第10号」の説明をお願いします。

議第10号 新見市神郷生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

名越課長

議第10号 新見市神郷生涯学習センター条例の一部を改正する条例について説明させていただきますので、資料をご覧ください。この神郷生涯学習センターは、施設内に神郷公民館の機能を備えている複合施設ですが、条例の中に公民館施設として使用できる部屋の規定がされていないため、公民館事業を実施するうえで類似施設との不均衡が生じており、使用者への公平性を欠く状況となっています。今回の条例改正で、公民館施設として使用できる部屋を規定することで、類似施設との平準化を図り使用者の公平性を確保したいと考えています。以上です。

城井田教育長

今まではどうしていたのですか。

名越課長

今までは、生涯学習センターとしての施設使用料を徴収していました。

城井田教育長

公民館活動としての減免はされていなかったのですか。

名越課長

そうです。

松井職務代理者

使用者の負担が減るということですね。

名越課長

そうです。公民館は、社会教育活動に対しては、使用料をいただかないということになっているので、今回その部分を規定するということで、利用者にとっては負担軽減になります。

城井田教育長

今年度は、哲多地域の公民館の見直しをしていますので、並べて比較した際に種々の不備がありましたので、一括して訂正していくものです。

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第10号は承認とします。

次に「議第11号」の説明をお願いします。

議第11号 新見市哲多総合センター条例の一部を改正する条例について

名越課長

議第11号 新見市哲多総合センター条例の一部を改正する条例について説明させていただきますので、資料をご覧ください。それぞれの公民館に係る条例等を比較確認した際、種々の不均衡が確認されたものを条例改正等によって平準化させるものです。今年度、哲多総合センター内に哲多公民館を設置することとしていますので、それに伴い施設内に公民館施設として使用できる部屋を規定するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第11号は承認とします。

次に「議第12号」の説明をお願いします。

議第12号 新見市スポーツ活動推進事業助成実施要綱の一部改正について

名越課長

議第12号 新見市スポーツ活動推進事業助成実施要綱の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。この事業は、非営利団体のスポーツ活動や備品等の整備費用を助成する事業です。その中で、助成対象を第2条に3つ定めています。6条の助成金交付申請の条文で第2条を参照しているのですが、整合性を保つため改正するものです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

もともとは第2条が5つあって、どこかの時点で3つに改正されたものの、その時第6条の改正が漏れていたということですか。

名越課長

そのとおりです。

城井田教育長 条文を確認し、すべき改正をおこなうということで、外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第12号は承認とします。
次に「議第13号」の説明をお願いします。

議第13号 新見市哲多青年館条例施行規則を廃止する規則について

名越課長 議第13号 新見市哲多青年館条例施行規則を廃止する規則について説明させていただきます。哲多青年館は、昨年度末条例を廃止されましたが、施行規則が廃止されていませんでした。そのことが判明したこのタイミングで、廃止するものです。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第13号は承認とします。
次の「議第14号」から「議第15号」までは、教育総務課からの会計年度任用職員に係る各種例規の改正になりますので、一括して説明をお願いします。

議第14号 新見市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則について

三村係長 議第14号 新見市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則について説明させていただきますので、資料をご覧ください。関連する規則が7件あります。それぞれが、会計年度任用職員にかかる改正になるのですが、第2条にある「新見市立学校管理規則の一部改正」については、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改定に伴い、関連する教育課程編成表等の様式の一部改正も必要であるため、施行日の関係から併せて改正します。

議第15号 新見市特別支援教育推進センター設置要綱等の一部改正について

三村係長 議第15号 新見市特別支援教育推進センター設置要綱等の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これも、関連する要綱が4件あります。それぞれが、会計年度任用職員に係る改正です。

議第16号 新見市立学校職員服務規程の一部改正について

三村係長

議第16号 新見市立学校職員服務規程の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。これも、会計年度任用職員にかかる改正です。議第14号から議第16号までは、公示の方法が異なりますので、それぞれに分けて付議するものです。以上です。

城井田教育長

ただいま「議第14号」から「議第16号」までを一括して説明しました。委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第14号から議第16号までは承認とします。

次に「議第17号」の説明をお願いします。

議第17号 新見市学校教育施設整備基金条例の制定について

高瀬課長

議第17号 新見市学校教育施設整備基金条例の制定について説明させていただきますので、資料をご覧ください。本市の学校教育施設の整備に充てるための基金を造成する条例を制定します。理由ですが、これまで公共施設の整備については、新見市公共施設等整備基金条例で定められた基金を充てていました。この度、旧豊永中学校を民間に有償で貸し出すに当たり、補助金返還の代わりに基金に積み立てるという制度を活用することになり、新たに基金を造成するものです。以上です。

城井田教育長

旧豊永中学校がいつ付けでしたか。

高瀬課長

2月からキクラゲの栽培工場として、新見ファーム合同会社に貸します。神郷建設株式会社が関係している会社なのですが、まったくの営利企業のため、有償で貸し出すことになります。竣工から10年を超えた施設を有償で貸し出す場合は、補助金返還が発生しますが、それに替えて基金に積み立てることで国庫に返還しなくてよくなるというもので、この基金に積み立てたものは、他の施設に使えます。貸し出す部分に該当する補助金額は294万円で、3月にその額を積み立てる予定です。また、返還相当額以外でも一般財源から積むことができます。将来的には、立て替えの時に使える程の額を積み立てればと思っています。

城井田教育長

以前から、この基金制度はあったのですか。

高瀬課長 平成19年度の3月に制度改正がされたようです。補助金の返還額は大きいため、今までは営利企業に貸し出した事はありませんでした。因みに、今回貸し出す年額は、140万円程度の見込みです。

松井職務代理者 そもそも補助金というのは、何の補助金ですか。

高瀬課長 学校を建てるに当たって、昭和62年に国から受けている補助金です。減価償却によって返還額は減るのですが、鉄筋コンクリートの場合、耐用年数が60年になりますので、その分が残っているということです。別な用途で使用する場合に、補助金相当額を返還するという事です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第17号は承認とします。
次に「議第18号」の説明をお願いします。

議第18号 指定学校変更認定解除申請の承認について

上田課長 議第18号 指定学校変更認定解除申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。申請時点では、認定こども園から引き続き人間関係を配慮してということでしたが、登下校時の保護者送迎の負担もあり、本来の指定校に戻るといふものです。この資料も後ほど回収します。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、議第18号は承認とします。
次に「報議第2号」の報告をお願いします。

報第2号 令和元年度新見市特別支援教育支援委員会における就学指導結果の概略について

上田課長 報第2号 令和元年度新見市特別支援教育支援委員会における就学指導結果の概略について説明させていただきますので、資料をご覧ください。来年度の就学に関わる部分について、この委員会を昨年11月に2回開催しています。就学指導の結果ですが、幼児・児童・生徒71名が対象で、小学校への入学に係る審議は8名、中学校への入学に係る審議は7名でした。在学者の就学指導結果は、小学校が48名、

中学校が8名で、それぞれ支援学級の継続や転級と指導結果となっています。これはあくまでも支援委員会の判定ということで、この結果を保護者や学校に通知し、面談を経た後に決定します。以上です。

松井職務代理者

面談の後に、保護者の意向で変わることがあるのですか。

上田課長

この判定を提示し、進学についての保護者の考えも共有し、就学について学校と保護者で決定してもらいます。実際に、保護者の意見が尊重されるケースは多いです。

城井田教育長

この資料のとおり、かなりの支援学級等在籍児童・生徒がおりますので、特に自閉症・情緒障害特別支援学級へ在籍している児童・生徒は、通常の教育課程での学習をおこなっていますので、可能な限り通常学級への転級を1つの目標として指導しています。知的障害特別支援学級へ在籍する児童・生徒は、特別な教育課程を組んで学習していますので、基本的には引き続き行われている状況です。

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「報第3号」の報告をお願いします。

報第3号 新見市立中央図書館条例施行規則の一部改正について

名越課長

報第3号 新見市立中央図書館条例施行規則の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。この案件については、前回定例会で「議第7号」として承認いただいていたのですが、開館時間の改正について周知を図るため、条例改正を伴わない部分を分けて施行するものです。条例改正によって条文の番号が変わる部分は、改正する条例の議決後でなければ施行されないことから、分けて施行することで、できるだけ早く開館時間の改正を市民に周知することを目的とするものです。なお、条例改正を伴うものについては、議決後に施行するよう公示する予定です。因みに、該当の図書館条例は、会計年度任用職員に係る条文が増えたことにより番号がずれ、それに伴い施行規則も参照する番号が変わるため、条例が可決されなければ規則も施行できないというものです。以上です。

城井田教育長

条例の改正を待っていたのでは開館時間や休館日等の周知ができないので、周知が遅れることは利用者へのサービス低下となるため、条例改正の影響を受けない部分だけ先に改正して早く周知したいということです。

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 | (無しの声)

城井田教育長 | 以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長 | 2月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻) | (午後4時54分)